

4月7日(日)は 新潟県議会議員一般選挙 の投票日です

■問合せ…上越市選挙管理委員会事務局 (☎025-526-5111、内線1388)

投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた人(選挙当日満18歳以上)で、平成30年12月28日以前から引き続き上越市に住民登録をしている人です。住所を異動した人は、下の表で確認してください。

<住所を異動した人の投票場所>

区分	要件	投票場所
市内の異動	3月15日(金)までに転居の届出をした人	新住所地
	3月16日(土)以降に転居の届出をした人	旧住所地
市外から転入	平成30年12月28日までに上越市へ転入の届出をした人	上越市の住所地
	平成30年12月7日以降に県内の他市町村を転出し、平成30年12月29日以降に上越市へ転入の届出をした人 ※居住証明書類が必要	前住所地
市外へ転出	平成30年12月28日までに県内の他市町村へ転入の届出をし、引き続き住所を有する人	新住所地
	平成30年12月7日以降に県内の他市町村へ転出し、平成30年12月29日以降にその市町村へ転入の届出をした人 ※居住証明書類が必要	上越市の住所地
	新潟県外に転出した人は、投票できません	

※「居住証明書類」とは、引き続き県内に住所を有することを証明する書類です。投票日までに最寄りの市役所などで居住証明書類の交付を受け、投票所にお持ちください。

投票するときは入場券を持って投票所へ

投票するときは、入場券をお持ちください。入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

- 入場券は、3月29日(金)までに各世帯へ郵送します。
- 投票所は、入場券に記載されていますので、必ず確認してください。

